五～七	（略）
（削る）	
八・九	（略）
（削る）	
（削る）	
十～十六	（略）
（削る）	
十七～二十三	（略）
（削る）	
二十四～二十六	（略）
（削る）	
二十七	（略）
（削る）	
二十八	（略）
（削る）	
二十九～三十七	（略）
（削る）	
三十八～四十五	（略）
（削る）	
四十六～五十一	（略）
（削る）	
（削る）	
五十二～五十六	（略）
（削る）	
五十七～六十二	（略）
六十三	マルチプレックス遺伝子パネル検査　進行再発固形がん（切除が困難で進行性のもの又は術後に再発したものであって、原発部位が不明なもの又は治療法が存在しないもの、従来の治療法が終了しているもの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限る。）

十二～十四	（略）
十五	削除
十六・十七	（略）
十八	削除
十九	削除
二十～二十六	（略）
二十七	削除
二十八～三十四	（略）
三十五	削除
三十六～三十八	（略）
三十九	削除
四十	（略）
四十一	削除
四十二	（略）
四十三	削除
四十四～五十二	（略）
五十三	削除
五十四～六十一	（略）
六十二	削除
六十三～六十八	（略）
六十九	ヒトＩＬ－11製剤を用いた心筋保護療法　ＳＴ上昇型急性心筋梗塞（再灌流療法を施行する場合に限る。）
七十	重粒子線治療　前立腺がん（遠隔転移しておらず、Ｄ’Ａｍｉｃｏ分類で高リスク群と診断されるものに限る。）
七十一～七十五	（略）
七十六	陽子線治療　前立腺がん（遠隔転移しておらず、ＮＣＣＮ分類で中リスク群と診断されるものに限る。）
七十七～八十二	（略）
（新設）	

○厚生労働省告示第百二十九号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第七条第三項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式様式第三に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信